

基本協定書(案) 新旧対照表

No	頁	別紙	条	1	##	項目等	修正前	修正後
1	3		6	5	(6)	事業契約等	自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の刑が確定したとき。	自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。
2	4		12			談合等の不正行為に係る損害の賠償	市は、事業契約書(案)に示す事業期間において、本事業の入札手続きに関し、第6条第4項各号のいずれかの事由が生じたときは、事業者に対し、本事業に係る事業契約書(案)別紙4に規定する「サービスの対価の支払い方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額を請求することができるものとする。	市は、事業契約書(案)に示す事業期間に関わらず、本事業の入札手続きに関し、第6条第5項各号のいずれかの事由が生じたときは、事業者に対し、本事業に係る事業契約書(案)別紙4に規定する「サービスの対価の支払い方法」の「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額を請求することができるものとする。